

JCB会員
30名様
限定

宝塚歌劇月組公演鑑賞と

ヒルトン東京 中国料理「王朝」の昼食



©宝塚歌劇

三国志炎戯

『RYOFU』

脚本・演出／栗田 優香

時は189年。古代中国は并州(へいしゅう)にて、猛将・呂布が戦果を上げていた。并州を治める丁原に忠義を尽くす呂布だが、その狙いは并州の奪取。丁原の息子たちを葬り、娘の雪蓮を誘惑し、娘婿として并州の地と兵力を手に入れ、それを足がかりに天下を取ろうと目論んでいた――。

史上最強の武将と謳われた呂布奉先と、中国四大美人のひとりである貂蟬(チョウセン)との因果な愛憎を描く、血と愛と罪が華やかに燃え上がるピカレスクロマン!

これまで様々なかたちで描かれてきた古典・三国志演義を踏襲しながらも、オリジナリティ溢れる全く新しい呂布の物語としてクレン味たっぷりにお届け致します。

Amazing Fantasy

『水晶宮殿(クリスタルパレス)』

作・演出／齋藤 吉正

水晶で築かれた中世の宮殿を彷彿とさせるクリスタルパレス。

そこにテンペスト(嵐)が襲うとその氷の様に冷たく固い水晶で覆われた壁は砕け散り、長い時をパレスで眠り続けていた伝説のプリンセスが目覚め、新たな時を刻み始める。そこに降臨する流星の騎士メテオ。美しいプリンセスに恋をしたメテオは、宇宙空間に散ったクリスタルパレス再興のための複数の水晶(クリスタル)を探し求める彼女と共に星々を巡る旅に出る。

鳳月杏を中心とした月組の様々な魅力を注ぎ込んだゴージャスでスペクタクルなファンタジーショー。

出演:鳳月 杏、天紫 珠李 ほか

ヒルトン東京 中国料理「王朝」の昼食付

旅行代金

おひとり様(税込)

SS席
プラン

41,000円

1階席前から7列目以内を保証

座席位置はお選びいただけません。

出発日 2026年7月5日(日)(日帰り)

行程 11:30東京駅出発(丸の内南口) 12:00頃
ヒルトン東京「王朝」(中国料理の昼食) 東京宝塚劇場
宝塚歌劇月組公演鑑賞(15:30開演) 19:00東京駅
着・解散

発着地	出発	解散予定
東京駅 丸の内南口	11:30	19:00

…バスにて移動となります。

- 集合・解散地:東京駅 ■利用バス会社:はとバス ■食事条件:昼1回
- 最少催行人員:20名様
- 添乗員:同行いたしません、バスガイドがご案内します。



ヒルトン東京中国料理「王朝」の昼食(付)

ヒルトン東京 中国料理「王朝」

ヒルトン東京の開業時からある中国料理「王朝」は歴史と伝統を継承しつつ、現代的なエッセンスを加味し、昇華させたレストラン。一面に窓が配された明るくモダンな空間です。伝統の「王朝」の味を深化させたお料理の数々をコースにてお楽しみいただけます。

※チケット単体のお申し込みは承っていません。 ※3歳以下のお子さまはご参加いただけません。
※上演時間は、幕間休憩を含めて約3時間です。

募集型企画旅行「旅行条件書(要約)」

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

- 募集型企画旅行契約
この旅行は、(株)はとバス(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の約(以下「当社約款」といいます)により決まります。
- 旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1) 当社又は当社受託営業所(以下「当社」といいます)にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金、取送料または予約料金のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	お申込金
30,000円未満	6,000円
60,000円未満	12,000円
100,000円未満	20,000円
150,000円未満	30,000円
150,000円以上	旅行代金の20%

日帰り旅行他	お申込金
旅行代金	3,000円
10,000円未満	3,000円
30,000円未満	6,000円
30,000円以上	9,000円

- お申込み条件
(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
 - 旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 - 特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込書にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が請じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
 - お客さまが旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態となったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要の措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担となります。
 - お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 - その他の事由の発生上の場合には、お申込みをお断りする場合があります。
- 旅行代金の支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
 - 旅行代金について
(1) 参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上のお方および未成年、満6才以上12才未満の方のご参加を適用します。但し、満3才以上12才未満の幼児で、送迎機関の座席確保及び食事、宿泊施設の要具等必要な場合はご同金金を適用します。
 - 旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したものを除く) ①送迎機関の運賃・料金 ②宿泊代金 ③食事代金 ④観光に係る代金 ⑤団体行動の中心費 ⑥添乗員経費 ⑦その他旅行代金に含まれる旨を明示したの上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されないご原則としてはいじりません。
 - 旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、騒動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当該事由の発生し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため中止を要しないとき、お客さまにあらかじめ当該事由が発生し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。
 - 旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にある日より前にお客様に通知します。
 - お客さまの文責

★確定情報を記載する最終旅行条件表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

お客さまは、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交換に要する手数料をいただく場合があります。

取消・変更日	取消変更料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行代金
①21日前に当たる日以前の解除	無料
②20日前に当たる日以前の解除(①～②を除く)	旅行代金の20%
③10日前に当たる日以前の解除(②～③を除く)	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以前の解除(③～④を除く)	旅行代金の30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑥旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
⑦無断不参加	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%

- 取消料の申し受取り
(2) お客さまのご都合による発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。
- 当社による旅行契約の解除
①お客さまが第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- 取消しに該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - お客さまが旅行のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないこと明らかにされたとき。
 - お客さまが病状、必要な介護者の不在その他事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められたとき。
 - 旅行目的や旅行内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客さまの人数がパンフレットに記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
- 天災地変、戦乱、騒動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当該事由の発生し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

- 添乗員
(1) 添乗員の同行の有無(パンフレットに明示した)。
(2) 添乗員の旅行サービスの提供は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従っていただきます。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
(4) 車・船・飛行機の添乗員等は同一ではありません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要となる費用は別途お支払いいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。
- 当社の責任及び免責事項
(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内当社に対して通知があった場合に限り、(2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
(3) お客さまが次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、騒動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難
⑦送迎機関の運賃、不運、スケジュール変更・道路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

- 旅行補償
(1) 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
(2) 補償金(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

- お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、超経路機機機機、ハンダグライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

- お客さまの責任
(1) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(2) お客さまは、旅行開始後において、万が一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、乗務員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- 旅程保証
(1) 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(2)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得られた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し支払います。
(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基き支払う変更補償金の額は第5項(2)に1%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基き支払う変更補償金を累計して1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(3) 当社は、お客さまの同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相当の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

変更補償金の額	変更補償金の額	
	1件につき変更率×お支払い対象旅行代金	旅行開始日以前に当社にお客さまに通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した乗客の乗車順序又は乗車順序の変更(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した送迎機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを超えた場合を除きます)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した送迎機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類、設備又は無観のの変更	1.0%	2.0%
⑦上記①～⑥に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)1件とは、送迎機関の場合1乗車毎、宿泊機関の場合1泊毎、その他の旅行サービスの場合は当該事項に1件とします。

注2)③又は④に掲げる変更が乗客が乗車した際の乗客発生した場合であっても、1乗車又は1泊につき1件と変更し取り扱います。

注3)③に掲げる変更については、①～⑥の料金を適用します。

- その他
(1) お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用をお客さまにご負担いただきます。
(2) お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任でご購入していただきます。当社は、商品の交換や返金等の責任を負いません。
(3) 土・日曜日、祝日・コールアンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、万が一到着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じたときはお客様の請求には応じられません。また、目的地滞在時間短縮による補償も応じられません。

- 旅行条件・旅行代金の算定
この旅行条件は2026年1月1日を基準としています。また、旅行代金算出は2026年3月1日現在の有効な運賃・規程を基準としています。

●国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客さま自身で保険がかけられることをおすすめいたします。

個人情報の取扱いについて

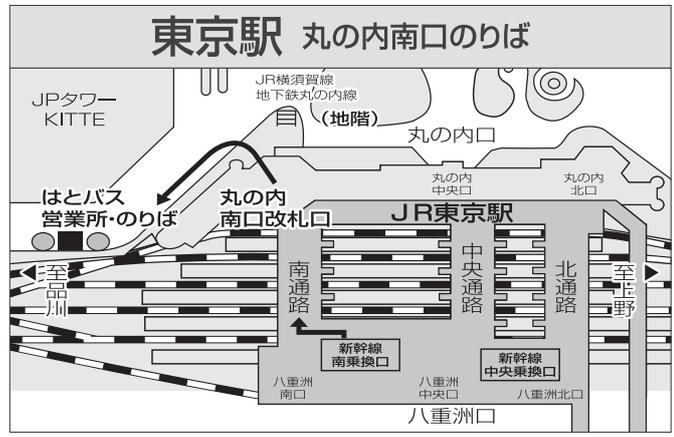
- 株式会社はとバス(以下「当社」といいます)及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行会社(以下「販売店」といいます)、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や送迎・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、当社及び販売店では、よりよい旅行商品の開発や、旅行商品ののご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただきます。
- 当社及び当社のグループ企業は、各企業が取扱商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、お客さまのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供いたします。
- 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(<https://www.hatobus.co.jp/>)でご確認ください。

バス車内は禁煙です。皆様のご協力を願いたします。

地球温暖化防止のため、待ち時間はアイドリング・ストップを実施し、バスの冷房・暖房を停止します。ご了承下さい。バス乗車中はシートベルトの装着にご協力下さい。

旅行企画・実施 株式会社はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号 (一社) 全国旅行業協会正会員
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1



ツアーに関するお申し込み・お問合せはJCBトラベルデスクへ

JCBトラベルデスク 10:00AM ~ 6:00PM 日・祝・年末年始休

0120-950-347

※上のフリーダイヤルにおかけになると自動音声でご案内します。ガイダンスに従ってメニュー番号をご入力ください。
※JCBトラベルからお客様へご連絡する際の発信者番号は上記のフリーダイヤルとなります。

受託販売

株式会社JCBトラベル

本社営業所 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場Tビル 〒171-0033
大阪支店営業所 大阪市中央区北浜東4-33 北浜NEXUS BUILD 〒540-0031

旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者: 市川 育広
総合旅行業務取扱管理者: 広瀬 直子